

公益財団法人 前川報恩会
平成 28 年度第 3 回理事会議事録

下記の提案事項に関して、理事全員の同意の意思表示をするとともに、監事から異議が述べられなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条、同法第 197 条及び定款第 36 条第 4 項の規定により、提案事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。これを証するため、本議事録を作成する。

記

1. 理事会の決議があったとみなされた日

平成 28 年 11 月 11 日

2. 理事会の決議があったとみなされた提案事項

提案者：理事長 前川 正

第 1 号議案 選考委員長任命に関する件

当財団の各助成選考にあたる選考委員長を以下の通りに選定致しましたので、承認を求めます。

学術研究助成選考委員長：河合 素直	早稲田大学名誉教授
地域振興助成選考委員長：勝田 正文	早稲田大学理工学術院 教授
福祉助成選考委員長：山内 豊	公認会計士・税理士

現在選考委員一覧

区分	氏名	職業	備考
学術研究 助成	河合 素直	早稲田大学名誉教授 早稲田大学先端生産システム研究所 顧問	平成 24 年度～ 学術研究助成調査委員 平成 28 年度～ 学術研究助成選考委員
	高垣 美智子	千葉大学 副学長 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授	平成 28 年度～ 学術研究助成選考委員
	木村 薫	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授	平成 28 年度～ 学術研究助成選考委員
地域振興 助成	勝田 正文	早稲田大学理工学術院 総合機械工学科 教授 W-BRIDGE 代表	平成 24 年度～ 地域振興助成調査委員 平成 28 年度～ 地域振興助成選考委員
	中井 孝章	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授	平成 28 年度～ 地域振興助成選考委員
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO 法人 持続可能な社会をつくる元気ネット理事長 NPO 法人 新宿環境活動ネット代表理事	平成 28 年度～ 地域振興助成選考委員
福祉助成	山内 豊	公認会計士・税理士	平成 27 年度～ 福祉助成選考委員
	馬場 幸子	東京学芸大学大学院 総合教育科学系 准教授	平成 27 年度～ 福祉助成選考委員
	佐々木 葉子	前 横浜市総合リハビリテーションセンター 部長 現 特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会相談員	平成 27 年度～ 福祉助成選考委員

第2号議案 選考委員会規程に関する件

当財団の選考委員会規程の改定案について、添付資料の赤字部分通りに作成致しましたので、承認を求めます。

- 主たる変更点： ①委員の報酬に関する選考委員会への書面出席の容認
②委員の旅費精算に関する精算額の変更
③選考基準細則の改制定

公益財団法人 前川報恩会
選考委員会規程（**改正案**）

（目 的）

第1条 この規程は、次に定める各の選考委員会（以下、「各委員会」という）の構成及び運営に関し、必要な事項を共通して定めるものとする。

- (1) 学術研究助成選考委員会
- (2) 地域振興助成選考委員会
- (3) 福祉助成選考委員会

（任 務）

第2条 各委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第4条第1項第1号から第3号に掲げる助成対象の審査及び選定に関する事項を次に定める通りに審議し、助成対象候補を選考する。

- (1) 学術研究助成選考委員会：定款第4条第1項第1号
- (2) 地域振興助成選考委員会：定款第4条第1項第2号
- (3) 福祉助成選考委員会：定款第4条第1項第3号

（委 員）

第3条 各委員会は、3名以上6名以内の委員（以下、「選考委員」という。）をもって組織される。

2 選考委員は、学識経験もしくは選考の対象とする分野における専門の経験のある者の内から、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 選考委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

4 選考委員名は、ホームページ等で公表する。

5 選考委員に対しては、自己の有する深い見識及び洞察力を発揮しより公益性の高い事業を営むことを追求する姿勢に対する報奨として、申請書選考及び報告書評価の各段階の委員会1回の**書面出席を含む**出席に対して5万円を報酬として支給することができる。なお、職務の遂行に伴い発生した旅費及び交通費については、下記の通りに弁償する。

- (1) 往復2,000円以下の場合：2,000円
- (2) 往復2,000円を超える場合：実費

(選考委員長)

第4条 各委員会には選考委員長（以下、「委員長」という。）を各1名おくこととし、理事会の決議にて選定する。

- 2 各委員会の委員長は、会議の議長となり、第2条に定めるそれぞれの職務を総括する。
- 3 各委員会の委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会内の互選により他の選考委員がその職務を代行する。

(選考委員の解任)

第5条 選考委員に、選考委員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても理事会の決議によって解任することができる。

(委員会)

第6条 各委員会は、理事長が招集することにより年1回以上開催する。

- 2 各委員会を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 各委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した選考委員は、出席者とみなす。
- 4 各委員会は、選考基準に従って各選考委員が行う評価及び評価理由に基づき審議し、理事会で定められた助成額の範囲において、助成対象を選考する。審査結果は遅滞なく理事会に報告するものとする。
- 5 各委員会は、選考に関する審議等、この規則に定める職務の遂行に当たっては、評議員会及び理事会から一切の制約を受けない。
- 6 各委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決する。
- 7 各委員会の委員長は、必要があると認めるときは、各委員会の招集を行わず、書面をもって選考委員の意見を求めることにより、各委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員会内の選考委員全員に報告しなければならない。
- 8 選考委員は、自己が申請者又は協力者である場合その他特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 9 各委員会は、原則として、非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(選考基準)

第7条 各委員会において、次の用件を勘案して選考する。

- (1) 申請内容が当財団の事業目的に適合すること
- (2) 助成の必要性が高いと認められること
- (3) 支出計画が合理的かつ適切であること

(議事録)

第8条 各委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(報 告)

第9条 各委員会の委員長は、選考結果を一定の期間内に文書をもって理事会に報告するとともに、理事会の要請あるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

第10条 選考委員は、助成対象候補の選考を公正に行い、選考の過程及び内容並びに選考職務上知り得た秘密については、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は公益財団法人化後の平成28年4月1日から施行し、この規程の施行と同時に「役員等の報酬及び費用に関する規程」第2条第5号から第8号に定める学術研究助成調査委員及び推薦委員、及び地域振興助成調査委員及び推薦委員に係る定めは失効する。

制定：平成27年11月30日

施行：平成28年4月1日

改定：平成28年11月11日

施行：平成28年11月11日

公益財団法人 前川報恩会
福祉助成 審査基準 細則

<評価要素>

- ① 申請内容の合目的性
申請内容が、明確な企画・目的に基づいており障がい者の福祉の向上に繋がると期待されること。
- ② 申請金額の妥当性
申請金額が、申請目的を充足するために適切と認められること。
- ③ 申請内容・金額の緊急性
申請内容及び金額が、申請団体の規模及び財政状況から鑑みて、緊急性が高いと認められること。

<評価>

選考委員は評価要素に基づき、以下の5段階で評価を行う。
このうえで、選考委員会においては各委員の採点結果の合計値を降順に審議する。

- | | |
|---|------------------|
| 5 | 是非とも採択すべき |
| 4 | 5と3の間 |
| 3 | 助成金額に余裕があれば採択すべき |
| 2 | 3と1の間 |
| 1 | 採択は見送るべき |

- ※ 選考委員が5点を配点したものは、選考委員会においては可能な限り審議の時間を持つものとする。
- ※ 選考委員の専門外の分野の申請であっても、評価要素のうち一つでも評価できる内容があると判断できれば、高配点を付して構わない。

附則

- 制定 平成27年11月30日
施行 平成27年11月30日
制定 平成28年11月11日
施行 平成28年11月11日

公益財団法人 前川報恩会
学術研究助成 審査基準 細則

<評価要素>

- ① 研究課題の学術的重要性・妥当性
学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。
- ② 研究計画・方法の妥当性
研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ③ 研究課題の独創性及び革新性
研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、
独創性や革新性が認められるか。
- ④ 支出計画の妥当性
申請費用は妥当と認められるか。
- ⑤ 当財団の助成対象としてふさわしいものであるか。
申請課題への助成が、当該課題に関する研究、又は研究体制の今後の発展の契機として貢献出来る可能性があるか。
または、申請課題への助成が、その申請者の今後の研究活動において躍進をもたらすと期待できるか。

<評価>

選考委員は評価要素に基づき、以下の5段階で評価を行う。

このうえで、選考委員会においては各委員の採点結果の合計値を降順に審議する。

- | | |
|---|-------------|
| 5 | 是非とも採択すべき |
| 4 | 5と3の間 |
| 3 | 余裕があれば採択すべき |
| 2 | 3と1の間 |
| 1 | 採択は見送るべき |

※ 選考委員が5点を配点したものは、選考委員会においては可能な限り審議の時間を持つものとする。

※ 選考委員の専門外の分野の申請であっても、評価要素のうち一つでも評価できる内容があると判断できれば、高配点を付して構わない。

附則

制定 平成28年11月11日

施行 平成28年11月11日

公益財団法人 前川報恩会
地域振興助成 審査基準 細則

<評価要素>

- ① 申請内容の合目的性
申請内容が、明確な企画・目的に基づいており、天然資源又は文化的資産の保全・活用に寄与するものであるか。
- ② 重点課題への取り組み
申請内容が、重点課題である「世代間交流」を含んだ申請であるか。
- ③ 成果への期待
申請内容への取組の結果が、最終的に地域振興へと結びつくと期待できるか。
- ④ 申請金額の妥当性
申請金額が、申請目的を充足するために適切と認められること。

<評価>

選考委員は評価要素に基づき、以下の5段階で評価を行う。
このうえで、選考委員会においては各委員の採点結果の合計値を降順に審議する。

- | | |
|---|-------------|
| 5 | 是非とも採択すべき |
| 4 | 5と3の間 |
| 3 | 余裕があれば採択すべき |
| 2 | 3と1の間 |
| 1 | 採択は見送るべき |

- ※ 選考委員が5点を配点したものは、選考委員会においては可能な限り審議の時間を持つものとする。
- ※ 選考委員の専門外の分野の申請であっても、評価要素のうち一つでも評価できる内容があると判断できれば、高配点を付して構わない。

附則

制定 平成28年11月11日
施行 平成28年11月11日

3. 議事録作成に係る職務を行った理事氏名
平成28年11月11日

理事長 前川 正

以上